

○宇都宮市中心市街地拠点広場条例

平成18年9月28日

条例第39号

(設置)

第1条 中心市街地において、市民の憩いとふれあいの場を提供することにより、市民相互の交流と魅力ある都市空間の形成を図るため、中心市街地拠点広場(以下「広場」という。)を設置する。

(運営の指針)

第2条 広場は、中心市街地の活性化とにぎわいの創出の拠点となるよう、地域住民をはじめ、広く市民と連携し、市民協働を理念として、運営されなければならない。

(名称及び位置)

第3条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宇都宮市オリオン市民広場	宇都宮市江野町8番3号
宇都宮市バンバ市民広場	宇都宮市馬場通り4丁目6番

(平19条例59・一部改正)

(施設)

第4条 宇都宮市オリオン市民広場に、次の各号に掲げる施設を置く。

- (1) ステージ
- (2) 交流広場
- (3) ポケットパーク
- (4) 回廊
- (5) 交流施設

2 宇都宮市バンバ市民広場に、交流広場を置く。

(平19条例59・平20条例18・一部改正)

(行為の禁止等)

第5条 広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第5号から第8号までに該当する場合であつて、第6条第1項の許可を受けた者が当該許可に係る範囲内において行為をするときは、この限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある行為

- (2) 広場又は附属設備をき損し、又は汚損するおそれのある行為
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為
- (4) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告物を表示する行為
- (6) 車両を乗り入れ、又は駐車する行為
- (7) 募金、署名運動その他これらに類する行為
- (8) 第6条第1項各号に掲げる行為
- (9) その他広場の管理上支障があると認められる行為

2 市長は、広場の利用者の行為が前項各号(同項ただし書に該当する場合を除く。)のいずれかに該当し、広場の適正な管理が妨げられるおそれがあると認めるときは、広場の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(使用の許可)

第6条 次に掲げる行為を目的として、広場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 発表会、集会、展示会その他これらに類する催しを行うこと。
- (2) 商品の広告その他営業に関する宣伝をすること。
- (3) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 業として写真又は映画を撮影すること。

2 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、前条第1項各号の使用が第5条第1項に規定する禁止行為に該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

(使用料)

第8条 広場の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表の該当する金額の合計額を使用料として、使用の許可を受ける際に納付しなければならない。この場合において、規則で定める附属設備を使用するときは、その使用料を併せて納付しなければならない。

- 2 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第5条第1項各号の規定に該当するとき(同項ただし書に該当する場合を除く。)
- (3) 第6条第2項の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (5) その他市長が管理上必要があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、広場の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者(以下「指定管理者」という。)に広場の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 前条の規定により指定管理者に広場の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第5条第2項の利用の禁止又は制限に関する業務
- (2) 第6条第1項の使用の許可及び第7条の使用の制限に関する業務
- (3) 広場の維持及び管理
- (4) 第1条の設置目的を達成するために必要な広場の運営、事業の実施等に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項に規定する場合において、第5条第2項、第6条、第7条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則及び広場の管理に関する協定の定めるところに従い、適正に広場の管理を行わなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第59号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第80号で平成19年7月31日から施行)

附 則(平成20年3月25日条例第18号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月24日条例第10号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

(平19条例59・平21条例10・全部改正)

1 宇都宮市オリオン市民広場

区 分		金 額
ステージ		日額 3,000円
交流広場及び回廊	全面使用	日額 3,000円
	半面使用	日額 1,500円
附属設備		日額3,000円を超えない範囲内において規則で定める額

2 宇都宮市バンバ市民広場

区 分		金 額
交流広場	全面使用	日額 3,000円
	半面使用	日額 1,500円
附属設備		日額3,000円を超えない範囲内において規則で定める額

備考

- 1 ステージ又は交流広場及び回廊を第6条第1項第2号から第5号までの行為を目的とする同項の規定による使用許可を受けて使用する場合の使用料の金額は、当該施設に係る金額の2倍の額とする。
- 2 使用時間が4時間に満たない時間で使用する場合の使用料の金額は、当該施設に係る金額の3分の1の額とする。